

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」への意見

質問 について

意見	理由
同意できません	公正価値で購入している有価証券である為、報酬としての性格はありません。株価が上昇して利益を得られる状態になったとしても、あらたに報酬を与えているものではないと考えます。

質問 について

同意できません	有償ストック・オプションは無償ではなく有償で付与される投資行動ですので、無償と同類に扱うことは出来ないと思います。時価で会社と付与者が取引を成立されるものであり、契約時点での時価で費用計上すべきです。
---------	--

質問 について

同意できません	有償の新株予約権であるため、報酬の箇所に記載すべきとは思いません。
---------	-----------------------------------

質問 について

同意できません	質問1～3の意見にあるとおり、本公開草案に同意しないが、仮に本公開草案が適用されることになった場合を想定しても、適用時期は一定の予備期間を設け、会計上の混乱を防ぐためにも各企業の翌期初からの適用にすべきだと考える。
---------	---

質問 その他意見・質問について

	<p>ストック・オプション会計基準が公表された時点で想定されたストック・オプションは、従業員等に無償で付与する新株予約権。公表時点で一般的に採用されていない権利確定条件付き有償新株予約権を想定せずに定義された報酬概念をもとに、権利確定条件付き有償新株予約権が報酬に該当すると結論づけようとするのは誤った分析と考える。</p> <p>ストック・オプション会計基準そのものを見直すべきであり、実務対応報告で対応するテーマではないと考える。</p> <p>費用計上により業績条件の達成可否が異なる場合の取り扱いについて 本公開草案に準拠した会計処理を行った場合、業績条件を充足することが明らかとなった場合には株式報酬費用が計上されることとなるが、当該費用を計上することを原因として業績条件の達成の可否が異なる場合(=費用計上の結果として業績目標未達になる場合)には、はどう考えるべきか、ご教示願いたい</p>
--	---